

生殖補助医療に関するPT 次第

平成26年4月2日(水)

8:00~党本部706号室

一、開会・進行 赤枝恒雄 事務局長

一、挨拶 古川俊治 座長

一、法案(たたき台)について意見交換

(特に、規制をかける範囲、代理出産について)

一、閉会

【省庁等出席者】

参議院法制局	川崎 政司	第二部長
厚生労働省	桑島 昭文	雇用均等・児童家庭局母子保健課長
法務省	堂蘭幹一郎	民事局参事官
	渡辺 諭	民事局付

各たたき台案のポイント

夫婦型：夫婦自らの精子・卵子を用いる

第三者提供型：懐胎女性の夫以外の男性の精子又は懐胎女性以外の女性の卵子を用いる

【A案】	【B案】	【C案】
<p><生殖補助医療関係></p> <p>① 法案の対象を、第三者提供型の特定生殖補助医療に限定</p> <p>→ 自らの精子又は卵子により妻が子を懐胎することができない法律婚夫婦につき許容。認められる類型を具体的に列挙。代理懐胎については、妻が一定の事由により明らかに懐胎能力を欠く場合に限定的に認め、夫の精子と妻の卵子由来の胚のほか、夫の精子と第三者の卵子由来の胚による代理懐胎も許容</p> <p>→ 実施に関し、最低限必要なルール・手続を法定し、その他は省令で定める基準で規定</p> <p style="padding-left: 20px;">精子・卵子等の提供は原則匿名。やむを得ない場合として例外を政令で規定</p> <p>② 特定生殖補助医療を実施する医療機関については、認定制。ただし、代理懐胎医療を実施する医療機関は、厚労大臣が指定</p> <p>③ 関係者の同意書の保存を行う指定情報管理機関と、精子提供等のあっせんを行う指定あっせん機関について規定</p> <p>④ 精子・卵子・胚の売買等を禁止</p> <p><親子関係></p> <p>⑤ 特定生殖補助医療による分娩者 = 母</p> <p>⑥ 第三者からの精子提供による妻の懐胎に同意した夫は、嫡出否認ができない</p> <p>⑦ 精子提供者は、上記懐胎に係る子の認知ができず、精子提供者への認知請求も認めない</p>	<p><生殖補助医療関係></p> <p>① 法案の対象は、夫婦型、第三者提供型の両者を含む生殖補助医療一般</p> <p>→ 法定医学会が指定する医師（指定医師）が行う生殖補助医療のみ許容。認められる第三者提供型については、A案と基本的には同じものを想定。ただし、代理懐胎については、自らの精子・卵子を用いた場合に限定</p> <p style="padding-left: 20px;">事実婚カップルについて、夫婦型の生殖補助医療のみ許容</p> <p>→ 実施に関し、最低限必要なルール・手続を法定し、その他は法定医学会の指針で規律</p> <p style="padding-left: 20px;">精子・卵子等の提供は匿名。やむを得ない場合として例外を政令で規定</p> <p>② 指定医制としつつ、特定生殖補助医療を実施する医療機関については、認定制。ただし、代理懐胎医療を実施する医療機関は、厚労大臣が指定</p> <p>③ 第三者提供型に関し、関係者の同意書の保存を行う指定情報管理機関と、精子提供等のあっせんを行う指定あっせん機関について規定</p> <p>④ 精子・卵子・胚の売買等を禁止</p> <p><親子関係></p> <p>A案と同じ</p>	<p><生殖補助医療関係></p> <p>① 法案の対象を、第三者提供型の特定生殖補助医療に限定</p> <p>→ 認められる特定生殖補助医療は、省令で定める基準で規定するが、基本的には、A案と同じものを想定。ただし、代理懐胎については、自らの精子・卵子を用いた場合に限定するとともに、家裁の許可が必要</p> <p>→ 実施に関し、最低限必要なルール・手続を法定し、その他は省令で定める基準で規定</p> <p style="padding-left: 20px;">精子・卵子等の提供は匿名</p> <p>② 特定生殖補助医療を実施する医療機関については、認定制。ただし、代理懐胎医療を実施する医療機関は、厚労大臣が指定</p> <p>③ 関係者の同意書の保存を行う指定情報管理機関と、精子提供等のあっせんを行う指定あっせん機関について規定</p> <p>④ 精子・卵子・胚の売買等を禁止</p> <p><親子関係></p> <p>⑤ 特定生殖補助医療による分娩者 = 母</p> <p style="padding-left: 20px;">ただし、上記の家裁の許可を受けた代理懐胎では、依頼夫婦 = 父母</p> <p>⑥ 第三者からの精子提供による妻の懐胎に同意した夫は、嫡出否認ができない</p> <p>⑦ 精子提供者は、上記懐胎に係る子の認知ができず、精子提供者への認知請求も認めない</p>

特定生殖補助医療に関する法律骨子たたき台案

第1 目的

この法律は、特定生殖補助医療が医学的に夫の精子又は妻の卵子により妻が子を懐胎することができない夫婦にとってこれに対応するための重要な手段となっていること、長年にわたり特定生殖補助医療によって数多くの子が出生してきていること等に鑑み、特定生殖補助医療について必要な事項を定めることにより、特定生殖補助医療の適正な実施に資することを目的とすること。

第2 定義

1. この法律において「特定生殖補助医療」とは、子を懐胎する女性の夫以外の男性の精子又は当該女性以外の女性の卵子の提供を受けて行われる人工授精、体外受精、体外受精胚移植その他厚生労働省令で定める生殖に係る医療技術を用いた医療をいうこと。
2. この法律において「人工授精」とは、男性から精子の提供を受けて、これを処置し、及び女性の体内に注入することをいうこと。
3. この法律において「体外受精」とは、女性の卵巣から未受精卵を採取して、これを処置し、及び男性から提供され、処置された精子により受精させることをいうこと。
4. この法律において「体外受精胚移植」とは、体外受精により生じた胚を女性の子宮に移植することをいうこと。

第3 特定生殖補助医療

1. 特定生殖補助医療は、医学的に夫の精子又は妻の卵子により妻が子を懐胎することができない夫婦に係る次のいずれかに該当するものに限り、これを行うことができること。
 - ①夫以外の男性から提供された精子による妻に対する人工授精
 - ②夫以外の男性から提供された精子と妻の卵子による体外受精並びに当該体外受精により生じた当該精子及び当該卵子に由来する胚の妻に対する体外受精胚移植
 - ③夫の精子と妻以外の女性から提供された卵子による体外受精並びに当該体外受精により生じた当該精子及び当該卵子に由来する胚の妻に対する体外受精胚移植
 - ④提供された余剰胚（他の夫婦の夫の精子又は妻の卵子による体外受精に

より生じた胚のうち当該夫婦に係る体外受精胚移植に使用されなかったものをいう。以下同じ。)の妻に対する体外受精胚移植(①から③までの特定生殖補助医療により妻が子を懐胎することができない場合であって、第5の特定生殖補助医療基準で定める場合に行われるものに限る。)

⑤夫以外の男性から提供された精子と妻以外の女性から提供された卵子による体外受精並びに当該体外受精により生じた当該精子及び当該卵子に由来する胚の妻に対する体外受精胚移植(①から③までの特定生殖補助医療により妻が子を懐胎することができない場合であって、第5の特定生殖補助医療基準で定める場合に行われるものに限る。)

2. 1のほか、先天的に子宮がない場合、治療として子宮の摘出がなされたことにより子宮がない場合その他明らかに医学的に子を懐胎する能力を欠く場合として政令で定める場合に該当する者が妻である夫婦に限り、厚生労働大臣が指定する医療機関において、政令で定める手続により、当該夫の精子と当該妻の卵子又は当該妻以外の女性から提供された卵子による体外受精により生じた当該精子及び当該卵子に由来する胚について、当該妻以外の女性に対して体外受精胚移植を行うことができること。

第4 特定生殖補助医療の実施等

1. 第3による特定生殖補助医療を行うに当たっては、その実施の度ごとに、特定生殖補助医療の提供を受ける夫婦に対し当該特定生殖補助医療について適切な説明を行い、当該夫婦の夫及び妻それぞれの書面による同意を得なければならないこと。

2. 1のほか、第3の2による特定生殖補助医療を行うに当たっては、その実施の度ごとに、体外受精胚移植を受ける女性(当該女性に配偶者がある場合には、当該女性及びその配偶者。以下2において同じ。)に対し、代わって懐胎及び出産をすること等による影響、負担その他必要な事項について適切な説明を行い、当該体外受精胚移植を受ける女性の書面による同意を得なければならないこと。

3. 第3の1による特定生殖補助医療のために用いる夫以外の男性の精子、妻以外の女性の卵子及び余剰胚の提供を受けるに当たっては、精子、卵子及び胚の提供に係る業務を行う医療機関において、その提供及び当該特定生殖補助医療における使用に関し、その提供者(当該提供者に配偶者がある場合には、当該提供者及びその配偶者。以下3において同じ。)に対して適切な説明を行い、その提供者の書面による同意を得なければならないこと。

4. 第3の1による特定生殖補助医療のために用いる夫以外の男性の精子、

妻以外の女性の卵子及び余剰胚の提供は、原則として任意かつ匿名により行われなければならないこととし、やむを得ない事情がある場合として政令で定める場合に限りこれに該当しなくても行うことができること。

5. 特定生殖補助医療（第3の2による特定生殖補助医療を除く。）並びに精子、卵子及び胚の提供に係る業務を行おうとする医療機関は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の認定を受けなければならないこと。

第5 特定生殖補助医療基準

第3及び第4に定めるもののほか、厚生労働大臣は、厚生労働省令で、特定生殖補助医療の実施並びに精子、卵子及び胚の提供に関する基準（以下「特定生殖補助医療基準」という。）を定めるものとするとともに、これらについては、特定生殖補助医療基準に従って行われなければならないものとする。

第6 指定情報管理機関（仮称）

1. 第3による特定生殖補助医療を行った医療機関は第4の1及び2による同意書を、精子、卵子及び胚の提供に係る業務を行う医療機関は第4の3による同意書を、それぞれ、厚生労働省令で定めるところにより、営利を目的としない法人であって、同意書の保存の業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものとして厚生労働大臣が全国を通じて一個に限り指定するもの（以下「指定情報管理機関」という。）に提出するものとするとともに、指定情報管理機関は、厚生労働省令で定めるところにより、これらの同意書を80年間保存しなければならないこと。
2. 指定情報管理機関の役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、1により保存する同意書に関して職務上知り得た人の秘密を漏らしてはならないこと。

第7 精子、卵子又は胚のあっせんの業務を行う機関の指定等

1. 厚生労働大臣は、営利を目的としない法人であって、第3の1又は2による特定生殖補助医療に使用されるための精子、卵子若しくは胚を提供すること又はその提供を受けることのあっせんの業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、あっせん機関として指定することができること。
2. 1の指定を受けたあっせん機関（以下「指定あっせん機関」という。）の役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、1の

あっせんの業務に関して職務上知り得た人の秘密を漏らしてはならないこと。

第8 精子、卵子及び胚の売買等の禁止

1. 特定生殖補助医療のために用いる夫以外の男性の精子、妻以外の女性の卵子又は胚の提供の対価として、財産上の利益の授受又はその要求若しくは約束をしてはならないこと。
2. 第三者である女性が代わって懐胎及び出産をする特定生殖補助医療（以下「代理懐胎医療」という。）において当該女性が代わって懐胎及び出産をすること等の対価として、財産上の利益の授受又はその要求若しくは約束をしてはならないこと。
3. 特定生殖補助医療のために用いる夫以外の男性の精子、妻以外の女性の卵子若しくは胚の提供又は代理懐胎医療において第三者である女性が代わって懐胎及び出産をすること等のあっせんの対価として、財産上の利益の授受又はその要求若しくは約束をしてはならないこと。
4. 1の対価には、第3の1又は2による特定生殖補助医療のための精子、卵子又は胚の提供に係る実費、医療費その他これらに準ずるものに相当するものを、2の対価には、第3の2による特定生殖補助医療として行われる場合に体外受精胚移植、懐胎及び出産に関し通常必要であると認められるものとして実費、医療費その他これらに準ずるものに相当するものを、3の対価には、第3による特定生殖補助医療に係る精子、卵子又は胚のあっせんに関して通常必要であると認められる費用を、それぞれ含まないものとする。

第9 報告の請求等並びに指示及び命令

1. 厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、第3の2の指定を受けた医療機関、第4の5の認定を受けた医療機関、指定情報管理機関又は指定あっせん機関に対し、特定生殖補助医療、精子、卵子若しくは胚の提供又は第6の1若しくは第7の1の業務に関し報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができること。
2. 厚生労働大臣は、第3の2の指定を受けた医療機関、第4の5の認定を受けた医療機関、指定情報管理機関又は指定あっせん機関がこの法律又はこの法律に基づく命令を遵守していないと認めるときは、遵守すべき事項を示して、これに従うべきことを指示することができること。
3. 厚生労働大臣は、2の指示を受けた者が当該指示に従わないときは、この法律若しくはこの法律に基づく命令に違反する行為の中止若しくは期間

を定めて当該違反する行為に係る業務の停止を命じ、又は第3の2の指定、第4の5の認定、第6の1若しくは第7の1の指定を取り消すことができること。厚生労働大臣は、当該命令又は当該取消しをしたときは、その旨を公表しなければならないこと。

第10 知識の普及及び啓発

国及び地方公共団体は、広報活動、教育活動等を通じて、不妊及びその予防並びに特定生殖補助医療その他の生殖補助医療に関する正しい知識の普及及び啓発に努めなければならないこと。

第11 罰則

1. 次のいずれかに該当する者は、○以下の懲役若しくは○円以下の罰金に処し、又はこれを併科すること。
 - ①第3の2の指定を受けることなく第3の2による特定生殖補助医療を行った者若しくは第3の2並びに第4の1及び2の手続によることなく第3の2による特定生殖補助医療を行った者又は第3の2による特定生殖補助医療以外の代理懐胎医療を行った者
 - ②第9の3による命令に違反した者
2. 第6の2又は第7の2に違反した者は、○以下の懲役又は○円以下の罰金に処すること。
3. 次のいずれかに該当する者は、○以下の懲役若しくは○円以下の罰金に処し、又はこれを併科すること。
 - ①第4の5の認定を受けることなく特定生殖補助医療（第3の2による特定生殖補助医療を除く。）又は精子、卵子若しくは胚の提供に係る業務を行った者
 - ②第8の1から3までに違反した者（代理懐胎医療において代わって懐胎、出産等をした女性を除く。）
4. その他罰則について所要の規定を置くこと。

第12 検討

1. 第3による特定生殖補助医療により生まれた子のその出自を知るための情報の開示等の制度については、引き続き検討が行われ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。
2. 1のほか、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案して、特定生殖補助医療及びその規制等の在り方について、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

第13 その他

1. この法律は、公布の日から起算して1年を経過した日から施行すること。
ただし、第10及び第12の1は、公布の日から施行すること。
2. その他所要の規定を置くこと。

特定生殖補助医療により出生した子の親子関係に関する
民法の特例に関する法律骨子たたき台案

第1 趣旨

この法律は、特定生殖補助医療により出生した子の親子関係に関し、民法の特例を定めること。

第2 定義

この法律において「特定生殖補助医療」とは、特定生殖補助医療に関する法律第2の1の特定生殖補助医療をいうこと。

第3 民法の特例

1. 女性が自己以外の女性の卵子（その卵子に由来する胚を含む。）を用いた特定生殖補助医療により子を懐胎し、出産したときは、その出産をした女性をその子の母とすること。
2. 妻が、夫の同意を得て、夫以外の男性の精子（その精子に由来する胚を含む。以下同じ。）を用いた特定生殖補助医療により懐胎した子については、夫は、民法第774条の規定にかかわらず、その子が嫡出であることを否認することができないこと。
3. 特定生殖補助医療に関する法律第3の1（③を除く。）により行われる他人の特定生殖補助医療のために精子を提供した者は、その精子を用いた特定生殖補助医療により女性が懐胎した子を認知することができないこと。
4. 民法第787条の認知の訴えは、特定生殖補助医療に関する法律第3の1（③を除く。）により行われる他人の特定生殖補助医療のために精子を提供した者に対しては提起することができないこと。
5. 特定生殖補助医療により女性が子を懐胎した場合において、自己の意に反してその精子が当該特定生殖補助医療に用いられた者についても、3及び4と同様とすること。

第4 その他

1. この法律は、特定生殖補助医療に関する法律の施行の日から施行すること。
2. 第3の適用について必要な経過措置に関する規定を置くこと。
3. その他所要の規定を置くこと。

生殖補助医療に関する法律骨子たたき台案

第1 目的

この法律は、妻が子を懐胎することが困難である夫婦にとって生殖補助医療がこれに対応するための重要な医学的手段となっていること、長年にわたり生殖補助医療によって数多くの子が出生してきていること等に鑑み、生殖補助医療について必要な事項を定めることにより、生殖補助医療の適正な実施に資することを目的とすること。

第2 定義

この法律において「生殖補助医療」とは、人工授精、体外受精その他の医療技術で厚生労働省令で定めるものを用いた医療をいうこと。

第3 生殖補助医療の実施

1. 医学医術に関する学術団体であつて指定の業務を適正に行う能力を有するものとして厚生労働省令で定めるものが厚生労働省令で定めるところにより指定する医師（以下「指定医師」という。）は、医学的にこれを必要とする夫婦について、当該夫婦の夫及び妻それぞれの同意を得て、生殖補助医療を行うことができること。
2. 生殖補助医療のうち、医学的に夫の精子又は妻の卵子により妻が子を懐胎することができない夫婦について、子を懐胎する女性の夫以外の男性の精子又は当該女性以外の女性の卵子の提供を受けて行われるもの（以下「特定生殖補助医療」という。）に係る1の同意は、特定生殖補助医療の実施の度ごとに、当該特定生殖補助医療について、当該夫婦に適切な説明を行った上で、書面により、得なければならないこと。
3. 特定生殖補助医療のため、夫以外の男性の精子、妻以外の女性の卵子又は胚の提供を受けるに当たっては、精子、卵子及び胚の提供に係る業務を行う医療機関において、その提供及び当該特定生殖補助医療における使用に関し、その提供者（当該提供者に配偶者がある場合には、当該提供者及びその配偶者。以下3において同じ。）に対して適切な説明を行い、その提供者の書面による同意を得なければならないこと。
4. 3の夫以外の男性の精子、妻以外の女性の卵子及び胚の提供は、原則として任意かつ匿名により行われなければならないこととし、やむを得ない事情がある場合として政令で定める場合に限りこれに該当しなくても行うことができること。

5. 第三者である女性が代わって懐胎及び出産をする生殖補助医療（以下「代理懐胎医療」という。）については、先天的に子宮がない場合、治療として子宮の摘出がなされたことにより子宮がない場合その他明らかに医学的に子を懐胎する能力を欠く場合として政令で定める場合に該当する者が妻である夫婦につき、厚生労働大臣が指定する医療機関において、政令で定める手続により、当該夫の精子と当該妻の卵子による体外受精により生じた当該精子及び当該卵子に由来する胚の当該妻以外の女性の子宮への移植に限り、これを行うことができること。
6. 2のほか、5による代理懐胎医療を行うに当たっては、その実施の度ごとに、体外受精胚移植を受ける女性（当該女性に配偶者がある場合には、当該女性及びその配偶者。以下6において同じ。）に対し、代わって懐胎及び出産をすること等による影響、負担その他必要な事項について適切な説明を行い、当該体外受精胚移植を受ける女性の書面による同意を得なければならないこと。
7. 医学的に生殖補助医療を必要とする婚姻の届出をしていないが事実上夫婦と同様の関係にある者については、当該男性の精子と当該女性の卵子を用いた生殖補助医療（代理懐胎医療を除く。）に限り、指定医師が、当該男性及び女性それぞれの同意を得て、行うことができること。
8. 1、5及び7による生殖補助医療以外の生殖補助医療は、これを行ってはならないこと。
9. 第3の1の医学医術に関する学術団体であって厚生労働省令で定めるものは、生殖補助医療の実施に関する指針を作成することができるものとし、当該指針を作成したときは、厚生労働大臣に届け出るとともに、公表するものとする。
10. 特定生殖補助医療（5による代理懐胎医療を除く。）又は精子、卵子及び胚の提供に係る業務を行おうとする医療機関は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の認定を受けなければならないこと。

第4 指定情報管理機関（仮称）

1. 第3による特定生殖補助医療を行った医療機関は第3の2及び6による同意書を、精子、卵子及び胚の提供に係る業務を行う医療機関は第3の3による同意書を、それぞれ、厚生労働省令で定めるところにより、営利を目的としない法人であって、同意書の保存の業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものとして厚生労働大臣が全国を通じて一個に限り指定するもの（以下「指定情報管理機関」という。）に提出するものとともに、指定情報管理機関は、厚生労働省令で定めるところにより、

これらの同意書を80年間保存しなければならないこと。

2. 指定情報管理機関の役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、1により保存する同意書に関して職務上知り得た人の秘密を漏らしてはならないこと。

第5 精子、卵子又は胚のあっせんの業務を行う機関の指定等

1. 厚生労働大臣は、営利を目的としない法人であって、特定生殖補助医療に使用されるための精子、卵子若しくは胚を提供すること又はその提供を受けることのアッセンの業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、あっせん機関として指定することができること。
2. 1の指定を受けたあっせん機関（以下「指定あっせん機関」という。）の役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、1のアッセンの業務に関して職務上知り得た人の秘密を漏らしてはならないこと。

第6 精子、卵子及び胚の売買等の禁止

1. 特定生殖補助医療のために用いる精子、卵子又は胚の提供の対価として、財産上の利益の授受又はその要求若しくは約束をしてはならないこと。
2. 代理懐胎医療において第三者である女性が代わって懐胎及び出産をすること等の対価として、財産上の利益の授受又はその要求若しくは約束をしてはならないこと。
3. 特定生殖補助医療のために用いる精子、卵子若しくは胚の提供又は代理懐胎医療において第三者である女性が代わって懐胎及び出産をすること等のあっせんの対価として、財産上の利益の授受又はその要求若しくは約束をしてはならないこと。
4. 1の対価には、特定生殖補助医療のために精子、卵子又は胚が提供される場合におけるその提供に係る実費、医療費その他これらに準ずるものに相当するものを、2の対価には、第3の5による代理懐胎医療として行われる場合に懐胎、出産等に関し通常必要であると認められるものとして実費、医療費その他これらに準ずるものに相当するものを、3の対価には、特定生殖補助医療に係る精子、卵子又は胚のあっせんに関して通常必要であると認められる費用を、それぞれ含まないものとする。

第7 報告の請求等並びに指示及び命令

1. 厚生労働大臣は、第3の1の医学医療に関する学術団体であって厚生労働省令で定めるものが行う第3の1の指定に関し必要があると認めるとき

- は、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができること。
2. 厚生労働大臣又は都道府県知事は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定医師、第3の10の認定を受けた医療機関（以下「認定医療機関」という。）の管理者、指定情報管理機関又は指定あっせん機関に対し、生殖補助医療に係る業務又は第4の1若しくは第5の1の業務に関し報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができること。
 3. 厚生労働大臣又は都道府県知事は、指定医師、認定医療機関、指定情報管理機関又は指定あっせん機関がこの法律又はこの法律に基づく命令を遵守していないと認めるときは、当該指定医師、認定医療機関の管理者、指定情報管理機関又は指定あっせん機関に対し、遵守すべき事項を示して、これに従うべきことを指示することができること。
 4. 厚生労働大臣は、3の指示を受けた認定医療機関、指定情報管理機関又は指定あっせん機関が当該指示に従わないときは、この法律若しくはこの法律に基づく命令に違反する行為の中止若しくは期間を定めて当該違反する行為に係る業務の停止を命じ、又は第3の10の認定若しくは第4の1若しくは第5の1の指定を取り消すことができること。厚生労働大臣は、当該命令又は当該取消しをしたときは、その旨を公表しなければならないこと。
 5. 厚生労働大臣又は都道府県知事は、3の指示を受けた指定医師が当該指示に従わないときは、その旨を公表するとともに、6による当該指定医師に係る指定の取消しについて、第3の1の医学医術に関する学術団体であって厚生労働省令で定めるものに対し、指示することができること。
 6. 第3の1の医学医術に関する学術団体であって厚生労働省令で定めるものは、指定医師について、この法律又はこの法律に基づく命令に違反する事実があると認められるときその他生殖補助医療を行わせることについて著しく不相当であると認められる理由があるときは、その指定を取り消すことができること。
 7. 厚生労働大臣又は都道府県知事は、第3の8に違反して生殖補助医療が行われていると認めるときは、これを行っている医師又はその所属する医療機関の管理者に対し、その中止を命ずることができること。厚生労働大臣及び都道府県知事は、当該命令をしたときは、その旨を公表しなければならないこと。

第8 知識の普及及び啓発

国及び地方公共団体は、広報活動、教育活動等を通じて、不妊及びその予防並びに生殖補助医療に関する正しい知識の普及及び啓発に努めなければ

ならないこと。

第9 罰則

1. 次のいずれかに該当する者は、〇以下の懲役若しくは〇円以下の罰金に処し、又はこれを併科すること。
 - ①第3の5の指定を受けることなく第3の5による代理懐胎医療を行った者若しくは第3の1、2、5及び6の手続によることなく第3の5による代理懐胎医療を行った者又は第3の5による代理懐胎医療以外の代理懐胎医療を行った者
 - ②第7の5又は第7の7による命令に違反した者
2. 第4の2又は第5の2に違反した者は、〇以下の懲役又は〇円以下の罰金に処すること。
3. 次のいずれかに該当する者は、〇以下の懲役若しくは〇円以下の罰金に処し、又はこれを併科すること。
 - ①第3の10の認定を受けることなく特定生殖補助医療（第3の5による代理懐胎医療を除く。）又は精子、卵子若しくは胚の提供に係る業務を行った者
 - ②第6の1から3までに違反した者（代理懐胎医療において代わって懐胎、出産等をした女性を除く。）
4. 第3の10に違反した者は、〇円以下の罰金に処すること。
5. その他罰則について所要の規定を置くこと。

第10 検討

特定生殖補助医療により生まれた子の出自を知るための情報の開示等の制度については、引き続き検討が行われ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

第11 その他

1. この法律は、公布の日から起算して1年を経過した日から施行すること。
ただし、第8及び第10は、公布の日から施行すること。
2. その他所要の規定を置くこと。

【B案】

特定生殖補助医療により出生した子の親子関係に関する 民法の特例に関する法律骨子たたき台案

第1 趣旨

この法律は、特定生殖補助医療により出生した子の親子関係に関し、民法の特例を定めること。

第2 定義

この法律において「特定生殖補助医療」とは、生殖補助医療に関する法律第3の2の特定生殖補助医療をいうこと。

第3 民法の特例

1. 女性が自己以外の女性の卵子（その卵子に由来する胚を含む。）を用いた特定生殖補助医療により子を懐胎し、出産したときは、その出産をした女性をその子の母とすること。
2. 妻が、夫の同意を得て、夫以外の男性の精子（その精子に由来する胚を含む。以下同じ。）を用いた特定生殖補助医療により懐胎した子については、夫は、民法第774条の規定にかかわらず、その子が嫡出であることを否認することができないこと。
3. 生殖補助医療に関する法律により行われる他人の特定生殖補助医療のために精子を提供した者は、その精子を用いた特定生殖補助医療により女性が懐胎した子を認知することができないこと。
4. 民法第787条の認知の訴えは、生殖補助医療に関する法律により行われる他人の特定生殖補助医療のために精子を提供した者に対しては提起することができないこと。
5. 特定生殖補助医療により女性が子を懐胎した場合において、自己の意に反してその精子が当該特定生殖補助医療に用いられた者についても、3及び4と同様とすること。

第4 その他

1. この法律は、生殖補助医療に関する法律の施行の日から施行すること。
2. 第3の適用について必要な経過措置に関する規定を置くこと。
3. その他所要の規定を置くこと。

特定生殖補助医療に関する法律骨子たたき台案

第1 目的

この法律は、特定生殖補助医療が医学的に夫の精子又は妻の卵子により妻が子を懐胎することができない夫婦にとってこれに対応するための重要な手段となっていること、長年にわたり特定生殖補助医療によって数多くの子が出生してきていること等に鑑み、特定生殖補助医療について必要な事項を定めることにより、特定生殖補助医療の適正な実施に資することを目的とすること。

第2 定義

1. この法律において「特定生殖補助医療」とは、子を懐胎する女性の夫以外の男性の精子又は当該女性以外の女性の卵子の提供を受けて行われる人工授精、体外受精、体外受精胚移植その他厚生労働省令で定める生殖に係る医療技術を用いた医療をいうこと。
2. この法律において「人工授精」とは、男性から精子の提供を受けて、これを処置し、及び女性の体内に注入することをいうこと。
3. この法律において「体外受精」とは、女性の卵巣から未受精卵を採取して、これを処置し、及び男性から提供され、処置された精子により受精させることをいうこと。
4. この法律において「体外受精胚移植」とは、体外受精により生じた胚を女性の子宮に移植することをいうこと。

第3 特定生殖補助医療

1. 厚生労働大臣は、厚生労働省令で、特定生殖補助医療に関する基準（以下「特定生殖補助医療基準」という。）を定めなければならないこと。
2. 特定生殖補助医療は、医学的に夫の精子又は妻の卵子により妻が子を懐胎することができない夫婦に限り行うことができるものとするとともに、特定生殖補助医療基準に従って行わなければならないこと。
3. 特定生殖補助医療のうち第三者である女性が代わって懐胎及び出産をするもの（以下「代理懐胎医療」という。）については、行ってはならないこと。
4. 3にかかわらず、厚生労働大臣が指定する医療機関は、先天的に子宮がない場合、治療として子宮の摘出がなされたことにより子宮がない場合そ

の他明らかに医学的に子を懐胎する能力を欠く場合として政令で定める場合に該当する者が妻である夫婦に限り、政令で定める手続により、当該夫の精子と当該妻の卵子による体外受精により生じた当該精子及び当該卵子に由来する胚について、当該妻以外の女性に対して体外受精胚移植を行うことができること。

5. 2及び4による特定生殖補助医療を行うに当たっては、その実施の度ごとに、特定生殖補助医療の提供を受ける夫婦に対し当該特定生殖補助医療について適切な説明を行い、当該夫婦の夫及び妻それぞれの書面による同意を得なければならないこと。
6. 5のほか、4による特定生殖補助医療を行うに当たっては、その実施の度ごとに、体外受精胚移植を受ける女性（当該女性に配偶者がある場合には、当該女性及びその配偶者。以下6において同じ。）に対し、代わって懐胎及び出産をすること等による影響、負担その他必要な事項について適切な説明を行い、当該体外受精胚移植を受ける女性の書面による同意を得なければならないこと。
7. 4による特定生殖補助医療が行われるに当たっては、当該特定生殖補助医療に係る夫婦は、代わって体外受精胚移植を受け、懐胎及び出産をする女性との間でこれらのことその他これらに伴い必要となる事項について書面による合意をした上で、家庭裁判所の許可を得なければならないこと。
8. 2による特定生殖補助医療のために用いる夫以外の男性の精子、妻以外の女性の卵子及び胚の提供を受けるに当たっては、精子、卵子及び胚の提供に係る業務を行う医療機関において、その提供及び当該特定生殖補助医療における使用に関し、その提供者（当該提供者に配偶者がある場合には、当該提供者及びその配偶者。以下8において同じ。）に対して適切な説明を行い、その提供者の書面による同意を得なければならないこと。
9. 2による特定生殖補助医療のために用いる夫以外の男性の精子、妻以外の女性の卵子及び胚の提供は、任意かつ匿名により行われなければならないこと。
10. 特定生殖補助医療（4による特定生殖補助医療を除く。）並びに精子、卵子及び胚の提供に係る業務を行おうとする医療機関は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の認定を受けなければならないこと。

第4 指定情報管理機関（仮称）

1. 第3の2又は4による特定生殖補助医療を行った医療機関は第3の5及び6による同意書を、精子、卵子及び胚の提供に係る業務を行う医療機関

は第3の8による同意書を、それぞれ、厚生労働省令で定めるところにより、営利を目的としない法人であって、同意書の保存の業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものとして厚生労働大臣が全国を通じて一個に限り指定するもの（以下「指定情報管理機関」という。）に提出するものとするとともに、指定情報管理機関は、厚生労働省令で定めるところにより、これらの同意書を80年間保存しなければならないこと。

2. 指定情報管理機関の役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、1により保存する同意書に関して職務上知り得た人の秘密を漏らしてはならないこと。

第5 精子、卵子又は胚のあっせんの業務を行う機関の指定等

1. 厚生労働大臣は、営利を目的としない法人であって、第3の2による特定生殖補助医療に使用されるための精子、卵子若しくは胚を提供すること又はその提供を受けることのあっせんの業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、あっせん機関として指定することができること。
2. 1の指定を受けたあっせん機関（以下「指定あっせん機関」という。）の役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、1のあっせんの業務に関して職務上知り得た人の秘密を漏らしてはならないこと。

第6 精子、卵子及び胚の売買等の禁止

1. 特定生殖補助医療のために用いる夫以外の男性の精子、妻以外の女性の卵子又は胚の提供の対価として、財産上の利益の授受又はその要求若しくは約束をしてはならないこと。
2. 代理懐胎医療において第三者である女性が代わって懐胎及び出産をすること等の対価として、財産上の利益の授受又はその要求若しくは約束をしてはならないこと。
3. 特定生殖補助医療のために用いる夫以外の男性の精子、妻以外の女性の卵子若しくは胚の提供又は代理懐胎医療において第三者である女性が代わって懐胎及び出産をすること等のあっせんの対価として、財産上の利益の授受又はその要求若しくは約束をしてはならないこと。
4. 1の対価には、第3の2による特定生殖補助医療のために精子、卵子又は胚が提供される場合におけるその提供に係る実費、医療費その他これらに準ずるものに相当するものを、2の対価には、第3の4による特定生殖

補助医療として行われる場合に体外受精胚移植、懐胎及び出産に関し通常必要であると認められるものとして実費、医療費その他これらに準ずるものに相当するものを、3の対価には、第3の2による特定生殖補助医療に係る精子、卵子又は胚のあっせんに関して通常必要であると認められる費用を、それぞれ含まないものとする。

第7 報告の徴収等並びに指示及び命令

1. 厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、第3の4の指定を受けた医療機関、第3の10の認定を受けた医療機関、指定情報管理機関若しくは指定あっせん機関に対し、特定生殖補助医療、精子、卵子若しくは胚の提供若しくは第4の1若しくは第5の1の業務に関し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問をさせることができること。
2. 厚生労働大臣は、第3の4の指定を受けた医療機関、第3の10の認定を受けた医療機関、指定情報管理機関又は指定あっせん機関がこの法律又はこの法律に基づく命令を遵守していないと認めるときは、遵守すべき事項を示して、これに従うべきことを指示することができること。
3. 厚生労働大臣は、2の指示を受けた者が当該指示に従わないときは、この法律若しくはこの法律に基づく命令に違反する行為の中止若しくは期間を定めて当該違反する行為に係る業務の停止を命じ、又は第3の4の指定、第3の10の認定若しくは第4の1若しくは第5の1の指定を取り消すことができること。厚生労働大臣は、当該命令又は当該取消しをしたときは、その旨を公表しなければならないこと。

第8 知識の普及及び啓発

国及び地方公共団体は、広報活動、教育活動等を通じて、不妊及びその予防並びに特定生殖補助医療その他の生殖補助医療に関する正しい知識の普及及び啓発に努めなければならないこと。

第9 罰則

1. 次のいずれかに該当する者は、○以下の懲役若しくは○円以下の罰金に処し、又はこれを併科すること。
 - ①第3の4の指定を受けることなく第3の4による特定生殖補助医療を行った者若しくは第3の4、5及び6の手続によることなく第3の4によ

- る特定生殖補助医療を行った者又は第3の4による特定生殖補助医療以外の代理懐胎医療を行った者
- ②第7の3による命令に違反した者
2. 第4の2又は第5の2に違反した者は、○以下の懲役又は○円以下の罰金に処すること。
3. 次のいずれかに該当する者は、○以下の懲役若しくは○円以下の罰金に処し、又はこれを併科すること。
- ①第3の10の認定を受けることなく特定生殖補助医療(第3の4による特定生殖補助医療を除く。)又は精子、卵子若しくは胚の提供に係る業務を行った者
- ②第6の1から3までに違反した者(代理懐胎医療において代わって懐胎、出産等をした女性を除く。)
4. 次のいずれかに該当する者は、○円以下の罰金に処すること。
- ①第6の2又は3に違反した者(代理懐胎医療において代わって懐胎、出産等をした女性に限る。)
- ②第7の1による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第7の1による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは第7の1による質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者
5. その他罰則について所要の規定を置くこと。

第10 検討

1. 夫以外の男性の精子、妻以外の女性の卵子等の匿名によらない提供を限定的に認めること及び第3による特定生殖補助医療により生まれた子のその出自を知るための情報の開示等の制度については、引き続き検討が行われ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとすること。
2. 1のほか、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案して、特定生殖補助医療及びその規制等の在り方について、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとすること。

第11 その他

1. この法律は、公布の日から起算して1年を経過した日から施行すること。
ただし、第8及び第10の1は、公布の日から施行すること。
2. その他所要の規定を置くこと。

特定生殖補助医療により出生した子の親子関係に関する
民法の特例に関する法律骨子たたき台案

第1 趣旨

この法律は、特定生殖補助医療により出生した子の親子関係に関し、民法の特例を定めること。

第2 定義

この法律において「特定生殖補助医療」とは、特定生殖補助医療に関する法律第2の1の特定生殖補助医療をいうこと。

第3 民法の特例

1. 女性が自己以外の女性の卵子（その卵子に由来する胚を含む。）を用いた特定生殖補助医療により子を懐胎し、出産したときは、2の場合を除き、その出産をした女性をその子の母とすること。
2. 女性が特定生殖補助医療に関する法律第3の4による特定生殖補助医療において当該特定生殖補助医療に係る夫婦（同法第3の7の家庭裁判所の許可を受けた夫婦に限る。）の夫の精子及び妻の卵子に由来する胚の移植を代わって受けたことにより子を懐胎し、出産したときは、当該夫をその子の父、当該妻をその子の母とすること。
3. 妻が、夫の同意を得て、夫以外の男性の精子（その精子に由来する胚を含む。以下同じ。）を用いた特定生殖補助医療により懐胎した子については、夫は、民法第774条の規定にかかわらず、その子が嫡出であることを否認することができないこと。
4. 特定生殖補助医療に関する法律第3の2により行われる他人の特定生殖補助医療のために精子を提供した者は、その精子を用いた特定生殖補助医療により女性が懐胎した子を認知することができないこと。
5. 民法第787条の認知の訴えは、特定生殖補助医療に関する法律第3の2により行われる他人の特定生殖補助医療のために精子を提供した者に対しては提起することができないこと。
6. 特定生殖補助医療により女性が子を懐胎した場合において、自己の意に反してその精子が当該特定生殖補助医療に用いられた者についても、4及び5と同様とすること。

第4 その他

1. この法律は、特定生殖補助医療に関する法律の施行の日から施行すること。
2. 第3の適用について必要な経過措置に関する規定を置くこと。
3. その他所要の規定を置くこと。